

平成26年第2回美祢市議会定例会会議録（その6）

平成26年6月30日（月曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 1名

15番	村上健二
-----	------

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局 企画員	野尻登志枝	議係	

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略 局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	西田良平	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道事業 局長	松野哲治	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	細田清治
財政課長	佐々木昭治	税務課長	河村充展
総合政策部 企画政策課長	矢田部繁範	建設経済部 商工労働課長	永富康文
上下水道事業 施設課長	三好輝廣	教育長	阿野一俊
代表監査委員	倉重郁二	消防本部長	奥田源良
美東総合 支所長	末岡竜夫	消防総務課 支所長	金子 彰
教育委員会 事務局次長		秋芳支所 病院長	

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 2号 美祢市税条例等の一部改正について

日程第 3 議案第 3号 美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 4号 美祢市火災予防条例の一部改正について

日程第 5 議案第 1号 平成26年度美祢市一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 美祢市農業委員会委員の推薦について

日程第 7 議員派遣について

日程第 8 美祢市議会解散に関する動議

6. 会議の次第は次のとおりである。

午後0時57分開議

○議長（秋山哲朗君） これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第6号）及び議員派遣一覧表の、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

この際、岡山副議長から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。岡山副議長。

○18番（岡山 隆君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

去る6月27日金曜の議会運営委員会において、旧秋芳町の財政状況に対し不穏当な発言をし、御迷惑をおかけいたしました。つきましては、おわび申し上げますとともに、発言を取り消したいと思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 去る6月26日木曜日でございますけれども、今多数の皆様には本会議の傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

その際、せっかくお越しいただいたにもかかわらず、本庁の階段のところで、議員の中から傍聴に来られた女性に対し、不適切な言葉を申し上げたことで、御本人様及び多数の方が大変に不快な思いをされたと聞いております。このことに対しまして、市議会を代表し、心からおわびを申し上げます。大変失礼しました。

本市議会は、市民の皆様が開かれた議会を目指していることから、どうぞ今後とも傍聴にお越しいただきますよう、切にお願いを申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山中佳子議員、岩本明央議員を指名いたします。

日程第2、議案第2号から日程第5、議案第1号までを、会議規則第35条の規

定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 登壇〕

○教育経済委員長（萬代泰生君） それでは、ただいまより、去る6月16日に開催いたしました教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第3号美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての議案1件について、慎重に審査いたしましたところ、質疑・意見はなく、全会一致にて原案のとおり可決いたしました。

それでは次に、その他の質疑等について御報告いたします。

委員より、昨年12月に実施された秋芳洞の観光客に対するアンケート調査の集計結果について、資料をお示しいただきたいとの要望に対し、執行部より、平成25年度着地型観光企画運營業務報告書の提出があり、内容について概略説明がありました。概略説明は省略させていただきます。

また、委員より、昨年のおもてなしのまち美祢観光振興条例を制定し、本年度、おもてなしの人づくり・おもてなし認定事業などの委託事業が予算化されているが、具体的な事業内容についてお尋ねしたいとの質問に対し、執行部より、昨年度は観光協会に市おもてなし推進事業を委託し、アンケート調査やワークショップの開催、また観光アテンダントを初め、観光事業の中心となる方々にお集まりいただき、講習会や自己研修会を実施しています。さらに、それを踏まえておもてなし会議を開催し、おもてなしガイドラインを作成したところです。

今年度においては、観光に携わる市職員や観光アテンダント、タクシー事業者並びに秋芳洞の商店街の皆様を初め、おもてなし力向上の重点対象者として具体的に定めており、研修やワークショップなどを通じて、おもてなし力の向上を図りたいと考えていますとの答弁がありました。

これに対し委員より、市職員のおもてなし能力の向上や観光客が求めるパンフレットやマップなどの増刷、さらには秋芳洞に対する市民一人ひとりの思いや、みんなで取り組む姿勢の重要性などについて意見がありました。

続いて、委員より、秋吉台リフレッシュパーク内のトロン温泉について、温泉施設のボイラー、熱交換器が現在故障しているため、洗い場の蛇口が一部使えない。

これに対し、利用者から利用料金の割引を求めるなどの苦情が寄せられている。利用料金の割引を行った場合、指定管理者の負担ではなく、市の責任で割引分を補填すべきと考えるのがいがか。また、ボイラー、熱交換器の修理の時期はいつごろになるかとの質問に対し、執行部より、施設の利用料金は条例に規定する範囲内で指定管理者が定めることになっています。しかし、今回の事案については、施設の故障によるものと考えられるため、その状況を検証し、割引の必要性やそれに伴う損失補填など、指定管理者と十分協議して決定したいと考えています。また、ボイラー、熱交換器の修理については、故障の原因を専門業者に依頼し、調査していますが、完全な原因究明に至っていません。現在、指定管理者と営業方法や料金の値下げなど経営全体のことも含めて協議しており、その中でボイラー、熱交換器の修理時期についても検討しているところです、との答弁がありました。

さらに委員より、平成25年度着地型観光企画運営業務報告書のアンケート調査分析の中に、明治維新150周年を記念して、薩長同盟のイベントを実施することはおもしろいと考えるとの記述があるが、美祢市独自で150年を振り返り、長州藩との関わりを観光や企画に取り入れることも必要ではないかとの意見があり、これに対し執行部より、本市には明治維新に関連する史跡や人物などの素材が多くあり、それを県やNHK、また周辺の観光事業所に積極的にPRしているところです。

また、県も明治維新150年や大河ドラマ花燃ゆを迎えるに当たって、山口幕末維新プロジェクトを全県的に立ち上げ、明治維新150年へ向けてのプロジェクトを推進しているところです。

本市も、来年3月には大田・絵堂戦役150周年記念事業で、記念式典や講演会が開催されるとともに、ことし10月には美東地域を中心に、フォトロゲイニングを開催すると聞いております。また、観光協会では、役員が明治維新の奇兵隊に扮して観光誘致や情報発信に務めていますとの状況説明がありました。

その他は割愛させていただきますが、以上をもちまして教育経済委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 河本芳久君 登壇〕

○総務民生委員長（河本芳久君） それでは、去る6月17日に開催いたしました、総務民生委員会の委員長報告を行います。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案2件について審査いたしましたので、その概要について報告をいたします。

議案第2号美祢市税条例等の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第4号美祢市火災予防条例の一部改正については、全員異議なしで原案のとおり可決されました。

それでは、次に、議案の審議過程における主な質疑及び意見等について報告いたします。

議案第2号美祢市税条例等の一部改正についての執行部の説明に対し、委員より、税条例の一部改正によって税収がどのくらい変動するかとの質問がありました。これに対して執行部から、法人税については税率が14.7%から12.1%に引き下げられることで、26年度歳入の場合では1億6,000万円予算計上しておりますが、これが3,000万円余り減収になると考えられます。また、軽自動車等については、平成27年8月1日から施行され、買い替え等により新税率が適用され、1.5倍になりますので、現行の保有台数で試算すると、今年度の8,300万円から1億2,000万円となり、約3,700万円の増収を見込んでおりますとの答弁がありました。

これを受け、委員より、軽自動車は庶民の足であり、弱者いじめの増税であるので反対するとの意見がありました。

他に質疑・意見はなく、採決の結果、議案第2号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号美祢市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。

執行部の説明に対し、委員より、この条例改正により、屋外で催し物などをする

際に消火器を準備しなくてはならなくなりましたが、基準はあるかとの質問に対して、執行部より、露天で使用する移動式コンロ、ストーブ、バーナー等に対し消火器の設置基準が定められ、各店舗でこれを準備することとなっています。この消火器については、消防本部での貸し出しも考えていますとの答弁がありました。

さらに委員より、市内において露天が出る催し物がありますが。業務計画の提出についてはどのような催しが対象になるかとの質問に対し、執行部より、対象になる催しは露天等の数が50店舗を超える規模のものと考えており、市内では秋吉台の花火大会を指定するよう計画していますとの答弁がありました。

そのほか質疑や意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決されました。

なお、付託された議案2件の審査が終了した後、委員より、その他について質疑がありましたので、その概要を御報告いたします。

委員より、麦川地区の坑内水の異臭問題は、炭坑閉山後から今日まで続いていた問題であり、においの問題なので、これには個人差がある。しかし、この問題に係る調査資料を提出していただけないか。また、委員会で現地調査をしてはいかがかとの要望並びに提案がございました。これに対して執行部より、この異臭問題に関しては、平成19年度から本年に至るまでの調査報告書をまとめており、また、この問題に対応されている事業所とも協議し、了解がいただければ、説明や現場を案内していただくよう取り計らうとの答弁がありました。

この件については、翌日の6月18日に生活環境課より調査報告書の内容、また事業所の担当者より、異臭対策についての取り組みについてそれぞれ資料を提示の上、説明を受け、その後、現地視察を実施いたしましたことを御報告いたします。

また、その他の質疑で委員より、美東・秋芳地区の簡易水道の軟水化対策の進捗状況及び美祢市立病院並びに美東病院の累積欠損金と補填財源の推移について説明が求められました。それぞれ執行部から説明がありましたが、付託された議案とは直接関係ありませんので、質疑の状況については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども必要であれば所管事項の審査を行うことを議長に申し出ていますので、申し添えておきます。

〔総務民生委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君） ただいまより、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月18日、本委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました議案第1号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の議案1件について慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

委員より、カルストクリーンセンターの施設について、建設後の経過年数及び圧縮成型機の修理の頻度についてお尋ねしたいとの質問に対し、執行部より、施設は合併前の平成11年4月から稼働し15年経過しています。また、圧縮成型機についてはオーバーホールをする頻度が高くなっており限界に来ている状況ですとの答弁がありました。

また、委員より、今回補正の圧縮梱包機の耐用年数と圧縮梱包機購入による経費削減額についてお尋ねしたいとの質問に対し、執行部より、耐用年数は最低15年を見込んでいます。また、経費削減額は15年間で1億3,000万円と試算していますとの答弁がありました。

また、委員より、ごみを固形燃料にして宇部興産株式会社に搬入されているが、他市の受け入れ状況についてお尋ねしたいとの質問に対し、執行部より、宇部興産株式会社は、資源再生エネルギーの事業を展開されており、持ち込まれた固形燃料を発電用のエネルギーとして活用されている状況です。また、この固形燃料については、複数の自治体と取引されているようですとの答弁がありました。

次に、委員より、商工費のプレミアつき商品券の発行枚数についてお尋ねしたいとの質問に対し、執行部より、発行枚数は2万セットで、1セット1万1,000円分の商品券を1万円で販売するものですとの答弁がありました。

また、委員より、人権教育推進事業として今回80万円追加補正され、116万円の予算となるが、どのような事業展開をされるのかお尋ねしたいとの質問に対し、

執行部より、このたびの補正は、教職員の人権研修に係るもの及び講演に係るものなどの費用として追加計上したものですとの答弁がありました。

以上をもちまして、予算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会に関する件について引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

以上をもちまして常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま、教育経済委員長、総務民生委員長及び予算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第2号美祢市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対です。この議案の税改正は、軽自動車税の増額になっています。バイクが現行1,000円から2,000円に、トラクターや田植え機など農業に使われるものが1,600円が2,400円に、軽の乗用車では7,200円が1万800円にと増額されます。軽車両が生産されたときから、試算して13年を経過した軽自動車においては、平成28年から現行7,200円が1万2,900円にと大幅な増額になるのです。中古で購入した車を、大事に長く乗ろうと努めている庶民の増税で、大量生産大量廃棄の奨励につながってしまいます。

政府は、自動車業界の要望に応じて自動車取得税を減額し、その減収の穴埋めを軽自動車税の増税で補おうとしています。今の経済低迷で、国民には税を求め、税を含めた自動車の維持費の負担が重いので、価格や維持費とともに比較的安い軽自

自動車税をという実態があります。とりわけ交通不便地域の多い美祢市においては、1世帯で複数台所有するなど、軽自動車は住民の重要な移動手段となっています。

こうしたことで、今回の市条例の改正は、消費税増税に加えて二重の負担を美祢市民に押しつけるもので認めるわけにはいきません。

意見を述べます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案には賛成をいたします。条例の中には指定管理者の行う業務が列記してあります。校舎を取り巻く敷地は広いのです。草刈りや草取り、校庭には多くの庭木が植えてありまして、剪定もたくさんしなければなりません。指定管理者の指定管理料等は今から審査されるのですが、こういった条件や地域性も考慮して、臨んでいただきたいと述べて、意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号美祢市火災予防条例の一部改正についてを議題といたしま

す。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第1号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 議案には賛成の立場からでございますが、2点ほどちょっと申し上げたいことがございますので、今からお話を申し上げたいと思います。

この議案が付議されて、実際には26日が最終日ということで、26日には審議されるべき議案であったと思うんですね。その後、動議が出て、日程が狂ったわけでありまして、今回、きょう、ほかのまた動議も出たわけでありまして、それを日程をあえて変えて、付議されたことを先にやるということは、多くの市民の皆さんの生活に密着した議案であるという議員各位の御認識のもとになったというふうに思っております。

そこで、まず15ページに、カルストクリーンセンターの7,722万3,000円という予算が組まれております。当然、今まで携わっておられる業者が元請になるだろうというふうに推測いたします。しかしながら、大きな金額でありますので、地元業者も、ぜひ参与できるチャンスを与えていただきたい。と申すのは、地域に対する経済効果もさることながら、やはり技術面でのお互いが向上を図っていくということに大いに役立つというふうなことから御意見を申し上げたいというふうに思っております。

それから、もう一方では、商工労働の商品券発行事業でございますが、これも三好議員が質問されたと思うんです。商工会の加入の率を聞かれたか、ちょっとその辺を少し言われたんで、私が申し上げたいことを言われるんかなと思ったんですが、

商工会の加入業者以外、例えば秋芳町には別府地区を見ますと入っておられないんですね。そういう方がいらっしゃるんで、恐らくこれは商工会に所属する事業者の活性化も一つの大きな柱であろうとは思いますが、一方ではやはり地域経済の活性化を恐らく執行部の方は狙われた。こちらのほうがウエイトは高いんじゃないかならうかと思います。したがって、できるだけ早い時期にこれの事業を進めていただきたいことと、もう一点は、商工会に加盟の有無は別として、全市的にそうした人が営んでいるところで十分に市民の皆さん方が利用しやすいような方法、いわゆる縛りをつけないで進めていっていただきたいという意見を申し上げまして、賛成討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案には賛成です。先ほど竹岡議員さんからも御意見がありましたのと重なるところもありますが、商工会の商品券発行事業におきまして、市内の中小業者の方、そして市民の購買力の増進ということで、これにももちろん賛成です。これは、商工会に加入、今ありましたけど、加入しておられない方にも使えるようにと、市内の中小業者、そして零細業者の方、こういった方に手続等周知徹底を漏れなくしていただきたいということです。

また、この券が1冊1万円で、1,000円のプレミアムということですが、さくら振興券では1人5セットまで買えるということでしたけど、5万円で5セット買うと、ゆとりのない人は買えません。ゆとりのある人が購入することになります。例えば、これを制限がない、さくら振興券は1人5セットで、一家ではなかったと思いますが、例えば3人家族で1人が5セット買ったとしたら1万5,000円のプレミアムになることになりますので、こういったことは、今回のことについては全市民の方に行き渡るように、この事業が消費税増税の対策なのですから、全ての中小零細業者の方、市民の全体の方に行き渡るように十分配慮していただきたいことを述べて、要望を込めて意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ

ります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、美祢市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山中佳子議員、三好睦子議員、馬屋原眞一議員の退席をお願いいたします。

〔山中佳子議員、三好睦子議員、馬屋原眞一議員 退席〕

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員は4人とし、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会委員は4人とし、議長において指名することに決しました。

それでは、美祢市農業委員会委員の推薦につきまして、阿部好恵さん、山中佳子議員、三好睦子議員、馬屋原眞一議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、美祢市農業委員会委員に、阿部好恵さん、山中佳子議員、三好睦子議員、馬屋原眞一議員を推薦することに決しました。

山中佳子議員、三好睦子議員、馬屋原眞一議員の復席をお願いいたします。

〔山中佳子議員、三好睦子議員、馬屋原眞一議員 復席〕

○議長（秋山哲朗君） 美祢市農業委員会委員に、山中佳子議員、三好睦子議員、馬屋原眞一議員を推薦することに決しましたので、本席からお知らせをいたします。

日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決

しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

日程第8、美祢市議会解散に関する動議を議題といたします。

発議者から説明を求めます。山中議員。

〔山中佳子君 登壇〕

○9番（山中佳子君） 動議の提出並びにその理由について朗読させていただきます。その後、説明をさせていただきたいと思っております。

美祢市議会議長、秋山哲朗殿。発議者、美祢市議会純政会、会長西岡晃、下井克己、岩本明央、山中佳子、秋枝秀稔。美祢市議会解散に関する動議の提出について。

次の理由により、美祢市議会解散の動議を、地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40年6月3日法律第118号）の規定に基づき提出します。

記。理由、現在の美祢市議会は、二元代表制の適正な自律的機能発揮ができない状態にあり、チェック機能不全に陥っている。自由闊達な議論ができる議会、開かれた議会を目指し、市民の負託に応えられる新しい議会をつくるため、地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40年6月3日法律第118号）の規定により、議会の解散の動議を提出します。

それでは、この動議を提出したことについて説明させていただきます。

私たちの会派では、6月26日の懲罰委員会を受け、改めて平成23年3月24日施行の議会基本条例について話し合いました。この条例の目的は、議会は市民の負託に応え、市政の情報公開と市民参加を基本とし、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与するとあります。また、議会の活動は公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案、政策提言等の強化により市政に反映させるための運営に努めることと続きます。

私たち議員が議場で繰り広げる討論、議論は、執行部のためでも市長のためでも、議員個人のためのもでもありません。全て美祢市民のために行われるべきもので

なければなりません。

昨今の議会の中での議論が、議会の最高規範であるこの条例にのっとったものであるか、私たちは非常に疑問を感じるどころです。この際、市民の審判を仰ぐことによって議会への信頼を取り戻し、正常化した議会運営が行われることを切望して、この議会解散に関する動議を提出します。

きょう御出席の議員の方々の5分の4以上の賛同をぜひいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔山中佳子君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 発議者に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 今提案の理由、それから純政会の皆さんのお考え等を披瀝されたと思うんですね。私が間違っていたんでしょうかね。山中佳子議員が議運で理由を述べられたのは、例えば我々会派が第三セクター等に対していろいろ申し上げたが反映されない。これは、私は聞いておりながら、ああ、これは執行部に対して言われているんだなという感じを受けました。

その次、2つ目の理由が、言葉尻をつかまえてというんでから、また今きょうも言葉尻つかまえたと言われるかもしれません。しかしながら、議運のときの理由ときょうお聞きした理由、これのつじつまが合わないんです。

おっしゃるように、確かに我々は議長のリーダーシップのもとに、基本条例もつくりました。政治倫理条例もつくりました。にもかかわらず、そうした局面に来られたら、きょうここに名前を連ねている皆さん方、先日も、じゃなぜ一言もしゃべらなかったんですか。しゃべられた上で自由闊達な意見ができないとおっしゃったなら私も納得できます。その辺をもう少し、なぜこないだそんな話にならなかったのかということをお聞きしたいと思うんです。なぜ議運のときと理由が変えられたのかもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 前回の懲罰委員会のことでしょうか。発言しなかったというのは。それはちょっとこの動議と私関係ないと思いますし、発言を控えさせていただきます。

それから、議運のときと違うのではないかということですが、まず、議運のときの質問で、自律的機能発揮ができない状態にあり、チェック機能不全に陥っている

とはどういうことかという質問に対しまして、私は、チェック機能がきちんとしていないというふうにお答えしましたので、そのことをもう一度詳しくお話ししたいと思います。

このチェック機能不全に陥っているとはどういうことかということですが、執行部に対しての十分なチェックがなされていないということです。例を挙げれば、道の駅おふくと美祢農林開発の第三セクターの問題では、昨年3月から議会でも議論が繰り返され、政策討論会も行いました。しかしながら、差し迫った状況にもかかわらず、執行部に対する提案も、一生懸命になればなるほど思いが届かないような気がします。議会がもっとしっかりチェックしてほしいという思いから、提案しております。それから、二元代表制の一翼を担う議会は、住民全体の立場に立って行財政運営の規範と監視が大きな使命の一つですが、チェック機能不全に陥っているがために執行部の追認機関になっているのではないかと思います。

それからもう一点、自由闊達な議論ができる議会、開かれた議会とはどういうことかということですが、今提案理由の中でも申し上げましたが、私たち議員がこの議場で繰り広げる議論は、全て美祢市民のために行われるべきものであり、最近の失言や言葉尻をとっての議論の応酬は、自由闊達な議会討議が行われているとは到底思われません。

また、開かれた議会を目指し議会報告会を行ってはいますが、市民の意見が反映されている報告会となっているか、いま一度反省してみる必要があると思います。

以上のことにより、自浄努力による改善は困難であり、選挙で真を問うことにより議会への信頼を取り戻し、再出発する必要があるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 今、発議者のほうから、メンバーのほうから、チェック機能不全に陥っている、こういった発言もありました。また、自由闊達の意見交換ができないということもありましたけれども、私、二元代表制のもと、一方を担う議会側として、常に私は合併以降、非常に厳しい財政状況にあるということで、議会側の議員の一人として、いかに行財政改革を行って財政をこれから人口減少に伴って、とにかく財政を健全化することが大事である、そういったことをしっかりと私は、さまざまな機会を通じて発言を、数々させていただいてくることができました。

それで、現在、二元代表制のもと、議会側、また執行部側も、議員からさまざまな前向きな提案で、議会において、財政面においては、公債費比率、これも合併以降着実にいい方向になってきています。そして、起債等、これもよくなってきております。そういったことで、私は議会側として執行部に対することで、チェック機能としては、ちゃんと、私はその一翼を担ってきている、このように考えております。

そういった面では、私は、自由闊達な意見をさせていただいてきておりまして、その辺、今発議されている方のグループのことは、私は的を外れているのではないかと、このように思っておりますけれども、これに対してどのように思いますか。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 今おっしゃいましたことは、岡山議員が思われることでありまして、私たちとしては、今ここで動議として提出しましたように、チェック機能不全に陥っているというふうに考えております。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 先ほど私が質問したことに対しては、二元代表制の適正な自律的機能の発揮ができていないと、こうおっしゃったんです。私も、若干そういうことは2年間あったと思っています。私自身もあったと思っています。しかしながら、我々は執行部からの何か支配とか制約を受けて審議した覚えは一つもございません。ありましたか、そういうことが。あったんなら自律という言葉が言われてもいいと思うんですが、私たちは執行部から制約や圧力やいろんな影響は受けておりません。きちっと議論を重ねてきたと思います。

その上に、我々は自分たちがつくった規範、いわゆる政治倫理条例、こういうものもきちんと作り上げてきてやってきたという経緯があります。これも何か破ったんでしょうか。それならおっしゃるとおり、若干そういう局面があったということは私自身も思います。

例えば、せんだつても、一応議会のルールに基づいてつくって、懲罰委員会で決められたことも現実には守られておりません。それから、発言自由の原則だとおっしゃって、何でもありということではないと思います。それが自由闊達な意見だとは思っておりません。したがって、不穏当な発言をしたりいろんなことをしても、みんなが容認してきたじゃないですか。それを2年間の総括して、新たな、後半はちゃんとした議会にしていこうとせっかく呼びかけたにもかかわらず、今そうおっ

しゃったんで、もう一回お尋ねをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） ちょっとその前に、発議者の1人であり、5名の連名でありますけれども、発議者の1人ということでもあります。ほんとにこの議会の議員の身分を切るということの動議でありますので、非常にこれは重たい動議だというふうに思っております。ですから、お願いですけれども、発議者1人に聞かれる、確かに発議者に聞くのが筋だと思いますけれども、私は、ここにおられる議員さん、ほんとにどういうふうに思っているか、一人ひとりに聞いてみたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。竹岡議員、どうぞ。（発言する者あり）ああ、山中議員、今の。竹岡議員、もう一度、今私がちょっと挟んだもんで申しわけございません、どうも。どの点かということでございますので。

○17番（竹岡昌治君） 申しわけありません。いわゆる自律的機能が発揮できなかったと、こうおっしゃっている。で、私たちは執行部から何か制約を受けたり、あるいは要請を受けたり、そして議会が審議したであろうかって聞いている。これがあつたら自律機能を発揮できてないんです。そのことをお聞きしている。

それからもう一つは、自分たちのみずからの手で基本条例をつくったり、あるいは政治倫理条例をつくっているわけです。それに基づいて動いていたわけでしょう、今まで。それが損なわれているならば自律機能を発揮できてないと言われても、そうです。

だから、部分的には私はあつたということは認めます。ほかのほうにそれについて、付議事項でないところから違うところに入られたり、それはあつたと思います。これは私も思っております。しかしながら、基本的に自律機能が発揮できなかったかということになると、きちっとルールに従い、従わなかった人もおつてやけど、ルールに従いきちんと我々はやってきたというふうに思っておりますし、きょう、市民の皆さんもお聞きになっていきるだろうと思いますので、そのことについて、どこが違ったんかということをお教えいただければ、我々も反省すべきところは反省したいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 今まで、自律的機能がきちんと発揮できていると竹岡議員は、まあ一部は発揮できてない部分もあつたということもありましたが、思われているのは竹岡議員のお考えであり、私たち5人としましては、いろいろな面でこういう

ふうなチェック機能、それから自律的機能が十分発揮できていない状態にあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） これは今、動議に対する意見交換ではございません。この取り扱いについて確認したいんです。

今、山中議員は、代表して動議の提出理由を説明されました。異論はありましよう。これをどう取り扱うかという、この取り扱いについて、まだ私は方向性は見えておりませんので、議長、これどういう、例えば特別委員会を設置して論議するんだとか、このように提案に対してどんどん質疑をやって、そしてあと採決をやるのか、どういう方向性を出していくか、大変議員みずからの姿勢を問われる問題です。だから、これはただ今山中議員に対する質疑じゃないと思います。

これ、問題があれば、当然今のような質疑があつていいです。だから、きちっとした方向性を出すのが議会のルールじゃないですか。このことにどう議長として取り計られるか、そのことをまずお聞きしたい。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 私、年のせいではけたんでしょうか。たしか議長は、発議者に対して質問がないかとおっしゃったんで質問したつもりなんです。まだ取り扱いについて何かないかとおっしゃったんですか。私は、もしそれだったら、とぼけた発言だと思うんです、私自身が。発議者に対して質疑はないですかとお聞きになったと理解していますが、ちょっとそこだけはようしとってください。

○議長（秋山哲朗君） そのとおりであります。ただ、恐らくこういった重大な動議は初めてでございますので、恐らく進め方、これからどうやって進んでいくのかなということは議員の皆様には、なかなかわかりにくいかと思いますので。ちょっと今事務局のほうから、どういう方法があるということはちょっと説明、ちょっと発議者がおられますがちょっと説明させますので、そして皆共通認識をもって進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 失礼いたします。このたびの美祢市議会解散に関する動議の提出についてであります。先ほど河本議員のほうからお話がありました

特別委員会に付託するという特段の規定はありません。

なお、皆様方議員の議決によって特別委員会を編成して、そのことについて審査をするということであれば何ら差し支えはないと思いますが、そのことについては今後協議されることになろうと思います。

いずれにしましても、本動議につきましては、最終的にはこの本会議の中で採決をされ、皆様方がどういう方法かは別にいたしまして、表決をされるということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 流れからするとそういうふうになってこうかと思えます。今、発議者がまだここにおられますので、今発議者に対する質疑はございませんか。徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 議員の任期は4年でございます。あと1年9カ月前後あるわけであります。また、美祢市も総合計画の審議会が始まります。非常に今が山場だというふうに思っています。一日も大切にしなければなりません。ましてや、選挙をいたしますと税金が税金が、かかります。3,000万ぐらいかかります。一応私は4年の任期を全うしたい。そして4年間で十分美祢市民のために尽くしたいというふうに、こう思っております。

それと、ちょっと発議者に、純政会の方にちょっとお聞きしたいんですけど、懲罰委員会のときに河本議員さんは、志を同じくするというか、坪井議員さんの釈明をされました。いい悪いは、その内容はいい悪いは別としまして、先ほど竹岡議員が申しましたように、今札幌裁判所の問題、これはちょっともう少し頭から読んだら内容が違います。わかっているでしょう、笑われます。しかし、あっぱれ、仲間を大事にすることは大事なことです。それで、山中さんに聞きたいんですけど、あなた方は純政会さんですね。友善会と友好会派、志を同じくするものの会派が友好を結んでおられます。どうもそのときでも、先ほど竹岡さんが言われましたが、誰一人としてきょうここに名前を連ねている5名の方々、友好会派の坪井さんの応援演説もなにもされずに、恐らく友善会と純政会は、もう別れたんじゃないかなど。友好会派を解散したんじゃないかなどという気持ちもするわけではありますが、私は自由闊達とか、開かれた議会、これは我々自身の問題です。もう少しほんとに話し合いをしながらいくべきですが、動議を出されたことについては反対をいたします。

(発言する者あり) 済みません。先ほどのことを発議者にお聞きしたいと思います。

○議長(秋山哲朗君) あくまでも先ほど申しましたように、これ発議された人に対する質疑ですから、誤解のないように。発議者に対して、もう一度何を求めておられるかということをやっと、私もはっきりしませんでしたので。

○16番(徳並伍朗君) 先ほど言いましたように、河本議員さん、ほんとに仲間のために1人で頑張られました。いわば、自由闊達な意見が言われるはずです。十分。そして、開かれた議会もできるわけであります。できないというのが不思議なんです。あなた自身ができないんじゃないですかと思います。それを質問いたします。こういうときには厳しい言葉を使ってもいいんですよ。議題に付議しておりますから。

○議長(秋山哲朗君) 山中議員、答えられますか。はい、どうぞ。

○9番(山中佳子君) 私たちの動議の提出についての御質問とはちょっとかけ離れているんじゃないかと思います。どうして懲罰委員会のために意見をいろいろ言わなかったかというふうなお話ですけども、それはちょっと今この動議の提出の際には関係ないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(秋山哲朗君) 今の山中議員の問いかけに答えられますか。いいですか。河本議員、はい、どうぞ。

○12番(河本芳久君) ただいま徳並議員が、友好会派云々でと言われましたけど、これは今論議する場ではないから、このことよりは、提案されたことに対して質疑、それがなかったら打ち切って、もっとそれを自由闊達に意見交換する場を設けてほしいと思います。これは今の進行の過程における私の意見です。ましてや、友好会派なんだ、そんなお互いが信念を持って議員活動をしていますので、この議案についてはそれぞれの議員がまた発言し、そして同感するところがあれば連携していく、これは議員の務めじゃないかと思う。その会派の中で縛って、そして発言を封じる、そんなことは会派はやってはおりませんし、我々は自由闊達な意見交換の場としてそれぞれの議員の自由な意思、これをもって我々は活動し、行動しているわけですから、ちょっと友好会派、あれは誤解をひとつ解いておいてください。

以上です。

○議長(秋山哲朗君) 私の進行が非常にまずいから、こういう議会運営になっております。まことに申しわけございません。

先ほどから何度も申しておりますように、今の時間帯は発議者に対する質疑でございますので、あくまでもそれに付随するというか、ような発言は控えていただきたいと思っております。あくまでも発議者に対する質疑ということでもあります。

発議者に対する質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、発議者からの説明を終わります。

先ほどは、議員の皆様から御意見を伺いましたが、特別委員会を設けたらどうかというふうに言われました。先ほど、事務局のほうからも説明がありましたけれども、いかが取り計らいましょうか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 今回の解散の動議の審議においては、恐らく美祢市議会有史始まって以来の重たい動議だと理解いたしますので、こんなに大勢の皆さんを拘束してやるんじゃないに、特別委員会という形でじっくりと議論すべきだと私は思います。よろしくをお願いします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。今特別委員会を設けるか、この本会議場でやるかということ为先ほど申したと思っておりますけれども、今坪井議員さんの意見は、もう執行部まで巻き込んでやることはないんじゃないかとの発言だったと思っておりますけれども、間違いございませんね。

そのほか御意見ございませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 本来なら黙ったまんま反対しようかなと思いましたが、私は、特別委員会、あえて地方自治法にも書かれてないんです。懲罰委員会は書かれています。いろんなことをあえて制約があります。今回はありません。十分本会議でやれる。また、特別委員会をつくってもメンバーは変わらないと思います、全員です、今回は。誰も除斥になる人もおりません。ですから、本会議で十分いいんじゃないですか。執行部の皆さんも聞いておられてもいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） いかがいたしましょうか。はい、どうぞ。

○12番（河本芳久君） 私は、坪井議員の特別委員会をつくって議論を交わす、審議をする。これは筋道じゃないかと。というのが、これからすぐ結論が出て採決できるかどうかわかりません。今まで議会運営でいろいろの暗礁に乗り上げたときには、1日で終わらない。明るる日の朝の5時まで、そういう議会運営がこれまでず

つと、2回もこの4年間ありました。議長選挙はこの最近。そういったのに執行部は一々つき合いながら、夜中も。自分の公務があります。これも公務ですけれども、休憩、暫時休憩、延々と続く議会に市民の皆さんは、執行部の仕事を妨げするんじゃないかと、そういう声もあるんです。だから、最後のいわゆる本会議における討論なり採決は当然執行部の皆さんも見て、そして判断されるべきではないかと。でも意見は言えませんから。そうすると、やはりこれは、MYTでしっかり見られます。そのためにMYTがテレビ放映をするために撮っておられる。だから、執行部の皆さんに御迷惑になる。延々と続くそういう議会に対して、市民もまた議会運営について疑義を持たれると思うんです。私は、執行部の皆さんに御迷惑になる。そういう意味で、特別委員会は妥当だと思います。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） きょう、私、議会のほうに来まして、今回この美祢市議会解散に関する動議の提出について、これは議長さん、特別委員会等を設けて行うのでしょうか、こういったことを私はお尋ねいたしました。これはもう全国的に見ても、こういう重たい事案、懲罰委員会、そういったところのものに関しては特別委員会でいいけれども、こういった内容が内容であります。議員の権利に関してのこういった、またそれぞれ皆市民の負託を、選ばれて議員となっているわけです。そういった中、市議会議員の解散に関する動議でありますから、これはもうしっかりと、執行部もおっていて、もうしっかりと執行部の方も理解していく中で決めていくことが適切ではないかということもちょっと意見しまして、ああそうだなということを感じたところでございます。

いずれにしても、若干この執行部につきましては拘束することになると思いますけれども、事案が事案ということで、私は執行部の方も今回のやりとりをしっかりと見ていただいて、判断していただくことが非常に重要でないかと思っておりますので、この場でしっかりとやっていただきたいことをお願い申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 特別委員会にするかどうかということは、この提案を出された美祢市純政会の5人の方の御意見を聞かれたらいかがでしょうか。どちらにするかということ。

○議長（秋山哲朗君） 自由闊達な意見を出していただきたいというふうに思います

ので、ほんとに大事な案件ですから、それぞれの御意見は聞いてみたいと思っております。

ただ、特別委員会は多数決でやるものか、また今の、皆さん先ほどお話がございましたように、この5分の4を採用するのか、そういう意見もあろうかと思えます。そこは皆様方の頭の中で考えられたらいいんじゃないかというふうに思います。西岡議員。

○13番（西岡 晃君） 三好議員から、純政会の意見ということで求められましたので、純政会としては議論が尽くされればどこの場でやっても同じだと思っておりますが、先ほど河本議員が言われたように、長時間になるのであれば、特別委員会も必要なのかなというふうに思っておりますが、基本的には議論が尽くされるということが一番必要だというふうに思っております。

しかしながら、副議長の要職の岡山議員が、この場でやったらいいという発言をされましたので、なかなか要職の副議長の意見を押しまげてまで特別委員会をつくることはできないと思っておりますので、この場でやってもいいんじゃないかと。

また、余り副議長が先にそういった意見を申されると、そういうことはつくれないのですね、皆さんの意見を聞いてから言っていただきたいなというふうに思います。

○議長（秋山哲朗君） 副議長、要職にありますから、ちょっと先に発言を控えていただきたいと思えます。

副議長だから要職にある。確かに要職ですけれども、その発言は重たい、軽いと皆さん一緒ですので、ほんとに自由闊達な意見をこの場で言ってください。そのようにします。

荒山議員。

○14番（荒山光広君） 失礼します。今、特別委員会でやるか本会議でやるかという話なんです、ちょっとつけ加えさせていただきますと、特別委員会はやっぱり特別委員会になりますので、手続がやっぱり要るんです。懲罰委員会はどうしても特別委員会をつくらなければいけないというふうになってはいますが、この今の動議は特別委員会でやることもないという、先ほど説明がありました。

この前何であんだけ時間がかかったかという、やっぱり特別委員会を設置するための手続といいますか、それからそのつくった後の進め方の次第書をつくったり、

そういう見えない手間がありますので、何か議員がなまけて時間を過ごしたというふうな印象を与えるのはちょっとまずいかなというふうに思いますので、ちょっとその辺、つけ加えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（秋山哲朗君） さすが懲罰特別委員長をやられた議運の委員長でありまして、やはり手続の問題が非常に繰り返し繰り返しやらなくちゃいけない。手続の問題もここにはあろうかと思えます。

そのほか御意見はございませんか。御意見がでないというふうにしようかということで、また暫時休憩をとってですね、これまた議論になりますけれども、どうしましょうか。恐らく特別委員会をやっても、本会議場で今のこの意見の交換をやっても同じと思うんです。

ただ、私は、大事なことは、ほんとに議員さん一人ひとりが、この重たい動議をどう考えておられるか、そして、今までの議会運営がどうであったか、議会がどうであったか。そして、ほんとに今後どうして美祿市の議会を運営していくのか、そして美祿市をつくっていくんだということを、一人ひとりに私は聞きたいと思えます。特別委員会をつくる、ここでやる、そんなことは僕は余り重要視しておりません。はい、どうぞ。

○3番（坪井康男君） 私も議長さんと同じ意見なんですが、実はさっきから僕はものすごい、何人いらっしゃいますか、執行部の。ものすごい強烈な目線を感じているんです。こんなところで自由闊達に、私のような気の弱い人間はよう言わんです。ですから、もう執行部の皆さんお仕事忙しいんだから、じっくり議員、これは議員の自分の話ですから、別に執行部の皆さんに見守ってもらわなくてもいいじゃないですか。じっくりやりましょうよ、特別委員会で。お願いします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、どうですか。そういう御意見もあるということで。

いろいろあるように、こういうところで言葉を封じるとかなんとかしません。確かに坪井議員さんの発言を、三好議員の発言もそうですけれども、とめたことはあります。が、しかしそれは、その今の発言に対して適切でない発言があったり、例えば議会運営上に非常に問題があったりしたときはとめたこともありますし、まして竹岡議員さんが不穏当な発言を指名しないまま挙げられたことで退席も求めました。私は平等にやっているつもりであります。しかし、受けとめられるほうからすると、不公平だと思われても仕方ない。私はあえて受けて立ちます。

どうでしょうか。暫時休憩しましょうか。

暫時休憩をしたいと思います。

午後 2 時 1 6 分休憩

.....
午後 2 時 5 8 分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

先ほど、今回の動議に対して特別委員会を設けたらどうかという御意見もございましたが、特別委員会を編成する手順として、ちょっと申し述べたいというふうに思いますが、この本会議で特別委員会の設置について採決をする。それを受けて議決されれば議会運営委員会を開催し、当該動議について特別委員会で調査することを諮る。3 番目として、特別委員会を開催し、臨時の委員長が委員長を互選し、委員長が互選された後に副委員長を互選する。さらには、その後本会議を開催し、委員長、副委員長を報告し、暫時また休憩をする。そして、特別委員会をまた開催し、当該動議について審査する。意見が出尽くして特別委員会の採決をどうするか。多数決にするか 5 分の 4 の特別多数議決を採用するかという議論もします。その後、委員長報告を作成する必要があります。そして、さらに本会議を開き、委員長報告と委員長報告に対する質疑をする。そしてまた、本会議を再度開いて再度討論をする。特別委員会の討論と本会議の討論に違いが出てくる可能性もあります。そして、最終的には本会議で採決と手順を踏んでいく。

やはり執行部におかれましても、この議場から出たり入ったりする時間も多分に出てこうかと思しますので、どのほうがいいのかということでもありますけれども、こういった手順を踏むのもかなりのエネルギーも時間も要しますので、この本会議場でこの動議についての議論を深めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。（発言する者あり）よろしいですか。はい。

なお、先ほど委員長報告、河本委員長のほうから発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。河本委員長。

○総務民生委員長（河本芳久君） 議長の許可を得ましたので、さきに総務民生委員会の委員長報告の中で、美祢市の税条例等の一部改正の中で、ちょっと私は訂正すべき事項がございますので、この場をかりて訂正させていただきます。

軽自動車等については 2 7 年 8 月 1 日と言いましたけれども、これは 4 月 1 日で

ございます。大変失礼いたしました。

○議長（秋山哲朗君） それでは、これより議案の討論に入ります。

日程第8、美祢市議会解散に関する動議に対する御意見はございませんか。

その前に、私自身、この6年間議長をさせていただいて今おります。7年目に入っておりますけれども、平成23年であったと思いますが、ここに新人議員さん4人おられますけれども、それ以外の方はその当時、議会の基本条例、これは議会の最高規範であります。これをつくった経緯があります。これは、みずから議会を変えていこう、議会はこうでなくてはいけないということで、当時の布施副議長さんのもとにつくってきた経緯があります。

その中に、第2条に、議会の活動の原則というのがあります。公平性、透明性、市民に開かれた議会というのが第2条に書かれております。そして、第11条、政策討論会というのがございます。市政に関する重要政策及び課題に対して共通認識、合意形成を図るというふうにならされております。また、第6条には、議会報告会というのがございます。市民が自由に情報を意見交換する機会と書いてあります。また、第10条には、議会の合意形成を図る。この中には自由討議というのにもここに書かれてあります。

これに沿ってこの3年間やってきたつもりでありますけれども、これに対しまして、ほんとに今までこれでよかったのかどうかということも反省を踏まえながら、それぞれ議員さんの意見を聞いてみたいというふうに思いますので、発言のほどをお願いしたいと思います。どうぞ、下井議員。

○11番（下井克己君） それでは、賛成のほうで意見を述べさせていただきます。

私は、懲罰の動議については、懲罰には当たらないという思いを持っていましたので、委員会及び本会議では反対の立場をとらせていただきました。

しかし、議会のルールに従い、決まったことは決まったことで従うべきだと思っております。議会のルールにより決まったことを議題によっては従わなくてもよいとは思いません。市民の声は多々あると思います。が、正常な議会を進めていくには、ルールにのっとり進めていくべきだと思います。今のままで決しているとは思っておりません。したがって、ここは市民に問う意味も込めて、解散すべきと考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほどの解散の動議に対する提案の中で、自由闊達な議論ができる議会とありました。この中について考えますと、議員同士で努力ができるのではないかと思います。でも、これを出された背景というのには、先般の26、7で行われた懲罰の動議のあったことだと思います。この懲罰をいとも簡単に出すほうが間違いだと思うのです。

1について、簡単に解散しても解決できるものではないと思います。今回の懲罰動議というのは、坪井議員さんの少しの行き過ぎもあったかもしれませんが、動議というのは3日以内のことであって、たとえ出されてもその中の理由の中身が、言葉がただの概念であって、具体的なものがなかったように思います。私が質問したときも、侮辱的とは何かといいましたら、こうこうこうだと言われました。脅迫のことについても言われましたが、具体的な答えがなかったのです。

こうしたことを見ますと、ほんとにこうした動議というのは権利の乱用ではなかったかと思えます。議運の中にも、ほんとに言葉の、先ほども言いましたが概念であって具体性がなかった。もう少し審議する、もしもこれを出すのであれば審議するべきだったと思います。これは議員に出せる、ほんとに懲罰というのは議員に対してほんとに重たいものではないかと思う。議員としてほんとに懲罰は重いものと思えます。それを軽々と出された、そしてそういうことがあった背景があつてこうしたことの解散になったのではないかと思うので、私としてはこの懲罰について全員がもう一度よく話し合うべきではないかと思えます。つまり、こういった勉強することで議員同士の努力で解決できるものと考えます。

2つ目の開かれた議会についてですけど、開かれた議会として議会報告があるのですが、この内容がよいか悪いかは別にしても、そういった議会報告もされていると。MYTで放送もされていると。傍聴もできます。もう少しそれを、開かれた議会というのなら、その開かれた議会を進化させようと思えば、議員全員協議会にMYTを入れるという方法もあるのではないかと思います。

3番目の、市民の負託に応えられる議会とありましたが、それについては、住民の皆さんの意見をよく聞いて、要望に応えるべき一般質問をしたり、議案については、この議案が本当に住民のためなるかどうかということも考えて質問したり、意見を述べたりする機会があると思えますので、意見をどんどん言えば、この点につ

いては解決できるものではないかと思えます。

そこで、議員の発言、討論が活発になるようにしようと思えば、懲罰の対象になるというのでしたら、議員が物が言えなくなってしまうのです。そういったことで、再度、懲罰とかについて議員が討論、勉強していかなければならないと思うのです。よって、今回の議会の解散は、市民にとって大義がない解散だと思えますので、これには反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか。秋枝議員。

○2番（秋枝秀稔君） 自由闊達な議論ということで申し述べさせていただきます。

この動議を提出いたしました純政会の一員としまして、意見を申し述べさせていただきます。

わかっていると思いますが、地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ二元代表制です。この特徴は、首長と議会が双方ともに住民を代表します。ともに住民を代表する市長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が市長と対等の機関としてその地方自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となること。いうならば、お互いが相手を監視し、正しい方向に進むようにアクセルを踏んだりブレーキを踏んだりして調整していきます。これが二元代表制の本来のあり方であると考えます。

市長は、予算や条例などの議案の提出権や人事権など、大統領並みとも言われる幅広い権限を持っています。一方、議会は議案の議決権などによって監視機能を担い、市長の不信任を決議する権限を持ちます。市長と議員の関係も、対立関係、対立構造にばかりなっては、市民の皆さんに不利益です。住民の代表として市の施策や行動、そして予算の適正化を違う立場から注視し、住民福祉の向上と地域の発展を考えることが重要です。市民のために何がよく何が悪いのか、いつもこのことを念頭に、是々非々の態度で臨まなければならないと思えます。市議会基本条例にも、議会と執行部は緊張関係を保持しとあるところであります。

朝日新聞のふしぎ山口というコラムがあります。ことし5月24日のふしぎ山口は美祢市議会が夜までもつれたのはなぜとのタイトルでした。市議会議場の写真入りで大きく書かれています。このコラムは、山口の不思議なものやことが書かれています。少し読み返しますと、22日午前10時に開会した美祢市議会の臨時会が、

補正予算案などすんなり可決した後、議長を誰にするかで膠着状態に云々とあります。結局、翌日午後6時40分に再任で決着云々と書かれています。

民主的に選挙で決めればすんなり選出できたのではないかと思います。実際に32時間以上も費やす事態となりました。このような記事が大きな写真入りで山口県民の方に読まれること自体、市議会に身を置くものとして、じくじたるものがありました。

また、このたび、坪井議員への懲罰動議が提出されましたが、言葉尻をつかんだような懲罰動議だと思いました。特別委員会設置もありますが、決着が翌日の午前4時、実に14時間要しました。議会基本条例にあります開かれた議会、自由な討議の推進など、とても期待できない状況と思います。

市民の方にわかりやすい議会、市民の皆さんの真に役立つ議会、民主的で開かれた議会など、現在の議会構成では期待できないところがございます。市民の皆様から、議会は一体どうなっているんだ、はてはてどうなっているんだと意見ではなく、美祢市は、議会はどうなっているんだというお叱りの言葉をいただきました。議員として申しわけない気持ちです。

美祢市には、過疎高齢化、人口減、地域振興などなど早急に取り組まなきゃならない課題が山積しております。ここは議会の自主解散、出直しをして、美祢市の課題、将来など市民の皆様のために真に働ける議会にしたいと、美祢市議会の純政会として解散動議を提出したものであります。議員の皆さんの賛同をぜひともお願いいたしたく、ここに意見を申し述べるものであります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか。馬屋原議員。

○5番（馬屋原眞一君） このたびの解散動議について、反対の立場から申し上げたいというふうに思います。

先ほど議長のほうからありましたように、議会基本条例を我々は制定をし、運営してまいりました。先ほど例ありましたように、議会報告会をやるなり、あるいは議会だよりを発行するなりというふうな努力をしてきたわけです。また、いろんな内容にありますように、自由討議等もできるようになっているわけです。ところが、それがうまく機能してないということは、我々にも責任があると思います。したがって、すぐ簡単にですね解散をして市民に問うじゃなくて、我々自身がやは

り議会の運営なりあるいは議会改革についてもう一度、みずから検討委員会を開いて、特別委員会等で設置して、やはり、もう一度我々の運営の仕方あるいはそういうものを見直して、しっかりとやって、それでもできなければ、今回のようにみんなで信を問えばいいというふうに思いますし、また、定数等も適正であるかどうか、そういうものもしっかり検討した上で信を問うべきだろうというふうに思います。ただ単に、ちょっと行き詰まったから簡単に解散をすると、そんな無責任なことでは問題があるというふうに思いますので、我々自身がもう一度勉強するという出直しをしたいというふうに思いますので、今回の動議については反対でございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、自由闊達な意見が言える場でございますので、それぞれの意見を言っていただけたらと思います。猶野議員。

○1番（猶野智和君） 今回の解散動議の理由に、自由闊達な議論ができる議会、開かれた議会を目指しとありますが、私が知る限り、この2年間ではございますが、議会基本条例につきまして、今回、きょうテレビに映っておりますが、この有線放送、ケーブルテレビの放送、そしてペーパーといえますか、印刷物として議会だより、そして直接市民の皆様方とお顔を会わせて議論する場の議会報告会等ございます。さまざまな媒体・メディアを通して議会のあり方等をお伝えする場が用意されておるということを知りました。

そして、一般質問や委員会等で自分の意見をもっと言う機会、自由闊達な議論の場としてそういう場が用意されておまして、私自身、その場で発言をとめられたりですとか邪魔をされたりですとか、そういう場はございません。逆に、もっと言えば、もっと言えば、そういう場をつくっていただいて、逆にこちらのほうが、今まで努力が足りなかったのではないかと思うぐらいでございます。

解散をする前に、できること、すべきことがまだあるのではないかと考えます。現在の議会は、その点について努力を尽くしているとは思えません。なぜ今一足飛びに解散という話になるのか理解できません。よって、今回の動議につきましては反対したいと思います。意見でございます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。西岡議員。

○13番（西岡 晃君） このたび解散動議を出した純政会の会長をしてしておりますが、

提案の理由につきましては山中議員が先ほど申したとおりでございますが、先ほど馬屋原議員が言われたとおり、今、議会の中の運営——運営といいますか、議会の中がうまく機能していないと、議会全体が。うまくしていないと、この2年間言われたとおりだというふうに思います。

その中で、今馬屋原議員が言われたとおり、今後自助努力で議会の中の改善を図っていくということが大きな役目かも知れませんが、この2年間を見る限り、その兆候が見られないといいますか、最たるものは、26日に出されました懲罰動議だというふうに思っております。

この懲罰動議まで出さなければいけなくなった背景がいろいろあるかとは思いますが、それ以上に、言われましたとおり、議会の中で特別委員会をつくるなりして、その前にやるべきことがあった、そういうふうに考えております。

私たちが、懲罰動議を出されたときに何も発言しないというお言葉をいただきましたが、懲罰動議に値するような内容をその当日、坪井議員が言われたかどうか、それに疑問を感じておった次第であります。

確かに、それ以前の、この定例会初日に当たっての一般質問や初日の質疑について行き過ぎた発言があったというふうな思いはありますけれども、それはルールとして3日以内に懲罰動議を出さないといけないというルールがあります。今回、26日に懲罰動議が出された背景が、何だか誘導尋問を坪井議員にしているような、そういった思いがしてなりません。

そういった意味で、1人の議員を議会全体で、言葉はおかしいですが抹殺をしようというような雰囲気が流れていたんじゃないかなと、そういった議会が今後本当に自由闊達な議論、そして自分の本意、真意が伝えられる議会になれるかどうか、市民の皆さんに約束ができるか、そういったことを含めて、一度議会を自主解散して、市民の声を聞き、そして新しい議会で新しい美祢市をつくっていくための、ほんとに開かれた議会にするべきだというふうな思いでこの動議を出させていただきました。

確かに、議員の身分を決する大変重い動議です。市民の方から反発もあるかも知れませんが、しかし、今の状態であと2年間、ほんとに建設的な議論がなされるというふうな思いがどうしてもできない、そういった思いを持ってこの解散動議を出させていただきました。いろいろな批判の声は当然あると思います。しかしながら、

それを受けとめて出させていただいたということを御理解いただいて、賛成のほうにお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほかございませんか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） 結論からいいまして、この動議には反対でございます。

先ほどから、賛成、反対の御意見が出ております。その中でですね、今、26日に行われました懲罰の特別委員会に起因するというふうな御意見もあったわけなんですけれども、私もやりたくて委員長をやったわけじゃないんですけれども、三好さんの推薦によって委員長もさせてもらいましたけども、まことに不本意な委員長職でございます。

ただ、議会は結論を出さなければいけないところでございます。そうした中で、その特別委員会の結論がどうだったか、もう一回考え直さないけんのやないかというそはですね、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。一事不再議でございますので、またその決まったことをぶり返してやるというのは、議会の本質にそぐわないんじゃないかなというふうに思っております。

確かに、懲罰動議も、今回出されました解散の動議も、議員にとっては大変重たいものでございますから、慎重にやらなければいけないというふうに思っております。特に、懲罰委員会設置する段階で、反対の意見はなかったとかいうこともございますけども、ぜひ今後、そういった大事な——これだけではなくていろんな面で決めていかなければいけないときには、ぜひ賛否の明確な議論をしていただきたい。それがまさに、ここに書いてありますような自由闊達な議論ができる議会、常にそういった機会は設けてあると。先ほど猶野議員も言いましたように、それこそ自由な議会でございますので、言論を統制したり、発言をとめたりすることは、通常はありません。ただ、その場にふさわしくない話に展開したり、そうした場にふさわしくないようなことになれば、当然その委員長なり議長なりは、正常な方向に持っていくためにとめることはあろうかというふうに思っております。それが今の解散動議の理由ということになると、ちょっと私たちも解せない部分があるかなというふうに思っております。

先ほど来から出ておりますように、このたびの議会はほんといい機会だろうと思っております。いろんなことでありましたけれども、もう一回議会の中を振り返る、今までせっかく基本条例もつくっていろんなことをやってきました。その中身について

は、先ほど誰か言いましたように十分なものではないかもしれませんが、方向とすれば、いい方向にあるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、私も議会運営委員長として、議会の運営がまずいと言われれば非常に責任を感じるところでございます。それは、今後皆さんの御理解をいただきながら、美祢市民のために正常化に持っていかなければいけないと思いますけれども、ここで議会の解散ということには、僕はならないんじゃないかな。

確かに提案者の方の理由もわからんことはございませぬけれども、それがほんとに市民が望んでいることなんか、市民が、よく皆さんが言われるように、市民の声がといたしますけれども、ほんとに今議会の解散を望んでおられる方がどれだけおられるか。中にはおられるかもしれませんが、その辺を見誤らないようにしなくてはいけないなというふうに思っております。

したがいまして、この美祢市議会の議会の解散の動議には反対でございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私は、この動議に賛成の立場で議論をしたいと、このように思います。そして、私は、一般論、抽象論で議論することは基本的に好みませんので、一般論、抽象論で言いますと物事はどっちにでもなりますから、そういう議論はしませんが、具体論で議論をさせてください。

それから、先ほど来、私に対する懲罰動議の審議の問題、いろいろありましたが、本件については、私自身を除斥したいと思いますので、その私自身の懲罰動議については一切触れないということにさせていただきます。

それでは、具体的に、この解散動議についてどのような思いを持っているかということをお述べさせていただきます。

実は、きょう、本来ならば6月26日の本会議で審議すべき議案を1時から審議されました。私時間をはかっておりましたら、たしか40分ちょっとだったと思います。したがいまして、今6月定例議会は、普通でいけば6月26日のもう午前中で完全におしまいということだったろうと私は思いますが、にもかかわらず、どうしてそれから4日ですかね、ここまで延びたんだろうかな。これが私が今の美祢市議会は自浄作用が働いてない。あるがままに、皆さん思うがとおりにやっていると、わずか40分で済む話が4日以上もかかっているよ。これは外からどなたが見られ

ても異常というしか私は言いようがない、このように思います。

また抽象論であれすると議論が進みませんので、具体的に申し上げます。本来ならば6月26日の本会議で、冒頭に、河村商工労働課長が、平成26年度の美祢農林開発株式会社の予算について説明が十分でなかったので補足説明するというものでありました。それはそのように承りまして、その後、三好代表監査委員さんのほうから、私の、代表監査委員さんは職務怠慢ではなかろうかということに対して、それはそうじゃない、それに関する法律解釈もきちっと調べてきたから、小田監査委員事務局長に話をさせるということで、その法律解釈も承りました。

それで、本来ならばこれできょう1時からやったあの審議は行われるはずだったと私は理解しております。それが、何でねじれたんでしょうかね。というところなんです。そこをはっきり認識、確認しないと、何でこのような動議が出されたかということが、市民の皆さんも全然おわかりにならないと思っています。

その後、実際に何が起こったかといいますとね、最初、たしか竹岡議員さんだったと思います。いろんなことをおっしゃいました。研修旅行で私が焼酎か、いや缶ビールかなんか飲んだ。いれ、あれはちょっと置いておくとか、それから選挙妨害したあの怨念だの、それから訴訟で私は、何か訴訟費用を払ってないじゃないかとか、犯罪被害者等支援条例の中で、犯罪等の中に私が裁判で負けた被害者も含むんだと、このような、普通の市民が聞いたら何だと思ってしまうようなことから始められました。この発言は、そもそも、まるでこの6月定例議会の議案でも対象でも何でもないんです。それを議長さんは、何もおとめになろうとしない。そのまま自由に、それこそ闊達に話をさせられます。ここなんです、スタートが。

それからさらにその後、馬屋原議員さんもいろいろおっしゃいました。審議事項と全く関係ない話ですよ。どういうことをおっしゃったかという、いろいろだからそれはもう割愛します。それからその後、岡山副議長さんも何かおっしゃいました。その後、徳並議員さんがおっしゃいました。私は、徳並議員さんのおっしゃったことを具体的に検討してみたい、このように思います。

このとき、徳並議員さんどうおっしゃったかということです。それは、この坪井議員が傍聴されたということは——これは刑事事件の訴訟、裁判です。第2回目の公判だったと思います。坪井議員が傍聴されたということは、同時に傍聴された別の美祢市民から伺っております。この裁判の際、傍聴された美祢市市民複数の方か

らのお話によると、法廷で証言される市長及び市長の次男の方の発言に対し、傍聴席からやゆともとれる奇声を発し、裁判長からにらまれるという坪井議員の言動を目にした美祢市民として、現職の市議会議員の品のない、軌道を逸した言動に恥ずかしい思いがし、その場にいたたまれなくなった、このように伝聞情報をもとにしてお話になりました。

しかし、その後、実際に、同じ日に裁判を傍聴した全く別の市民から私に電話がありました。その電話の内容は以下のとおりでございますので、御紹介をいたします。

電話の方が、まずこうおっしゃいました。これは電話の方がおっしゃったんですよ。公判廷では、山口地裁の職員の方たちも傍聴席に座られて、秩序維持に当たられ、裁判の秩序は完全に守られて、奇声を発するものなどどこにもおらず、裁判官が傍聴人をにらむなどの場面はなかったと、このようにおっしゃいました。それから、次に同じ電話の方がおっしゃったことです。村田市長は情状証人として出廷し証言されました。証言の主な内容は、山大附属病院の投薬により被告人が精神的不調になった。治療方針への不満から、早期に退院させたとのことであったと。これも裁判でおっしゃったことです。

- 議長（秋山哲朗君） ちよつと坪井議員。
- 3番（坪井康男君） また止められますか。
- 議長（秋山哲朗君） 発言の自由はあるけれども、やはり個人のことであるから制約は僕はあると思う。
- 3番（坪井康男君） いいえ、徳並議員さんもおっしゃったんですよ。私が法廷で奇声を発したと。
- 議長（秋山哲朗君） 制約はあると思います。
- 3番（坪井康男君） いや、制約、じゃ徳並議員さんのあれは制約なかったですか。
- 議長（秋山哲朗君） なら、自由闊達にやるということは、こういうことですか。
- 3番（坪井康男君） 私はそう思います。だって、徳並議員さんおっしゃったんですよ。私が法廷で奇声を発したと。それはいいんですか。私だけがとめられるんですか。
- 議長（秋山哲朗君） 今、純政会が言われたのも、今坪井議員さんのような発言も含めてのことじゃないですか。一方的な……。

○3番（坪井康男君） いや、今私は、あなたが一方的と言われるから、じゃ徳並議員さんが、私が法廷で奇声を発したというのは一方的じゃないんですか。

○議長（秋山哲朗君） 今いった村田市長の今個人の裁判の話じゃないですか。それを今……。

○3番（坪井康男君） だって徳並議員さんがおっしゃったのは、個人の裁判を私が傍聴に行ったときの話ですよ。

○議長（秋山哲朗君） いや、ここで言うべきじゃないんじゃないですかと。

○3番（坪井康男君） いや、私は徳並さんがおっしゃったから言います。同じことです。何で私だけが言うたらいかんのですか。

○議長（秋山哲朗君） まだやられますか。

○3番（坪井康男君） やります。

○議長（秋山哲朗君） どうぞ。

○3番（坪井康男君） 自由闊達だからやります。（発言する者あり）言いますよ。

続きですよ。長々と説明する市長に対し、裁判長は、弁護士から質問されたことのみに対してお答えなさい、こう促す場面がありましたと。これ私に電話がかかってきた相手が言っているんですよ。私に。被告人が勤務した会社から報告書が法廷に提出されたが、これを読んだかと聞かれると、市長は、読んできませんとお答えになると、裁判長は、読んでないんですかとちょっとあきれた顔をされました。電話の相手が言っているんですよ、私じゃないですよ。そして裁判長は市長に対し、あなたの言っていることはよくわかりません、このようなコメントをされた。

それから、次です。検察官からは、息子を早期退院させたのは世間体を気にしたからだと指摘させる場面はあったと。検察官の被告人質問では、住居に侵入しましたか、記憶にありません。下着を盗みましたか、記憶にありません。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。ちょっと待って。とりあえず座ってください。

○3番（坪井康男君） 止めるんですか。

○議長（秋山哲朗君） そういうことをここで議論するところはありませんし……。

○3番（坪井康男君） 議論じゃないですよ。徳並議員さんが私は法廷で奇声を発したと言われるから……。

○議長（秋山哲朗君） 発言の自由はあるといえども、度を超えております。

○3番（坪井康男君） やっぱりそうです。いや、じゃもう。（発言する者あり）いやおかしいです。そんな発言じゃない。

○議長（秋山哲朗君） はい、わかりました。どうぞ。

○市長（村田弘司君） 本来なら私がしゃべる場面ではありませんけれども、余りにひどい内容を本議場でおしゃべりになりました。私自身の名誉、そして息子の名誉、そして、今おっしゃったことは被害者にとっても、非常につらいことをここで言われました。そして、言われた中身が裁判の議事録を見られたらわかりますけれども、事実無根のことを多々含んでおります。このことを議員としてこの場でおしゃべりになるのはいかななものかと思えます。解散動議がなされましたけれども、その中に含んでおる議員としての品性、人格のこと、ほんとに私は悲しいなと思いました。

議長、申しわけございません。要らんことを申しましたが、以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも今のことは、解散に関する動議に対する御意見ですから、市長の裁判のこと、それに対する市民が私に電話をかけてきたことを言う場面ではありません。いいですか。

○3番（坪井康男君） じゃ、もう一回。

○議長（秋山哲朗君） いや、もう裁判のことに入るんであれば……。

○3番（坪井康男君） いや、裁判のことじゃない。

○議長（秋山哲朗君） ないですか。これ、今のはあくまでもこの動議に関する御意見です。

○3番（坪井康男君） 裁判のことではありません。動議のことを言っているんです。

○議長（秋山哲朗君） 動議のことに関することですね。

○3番（坪井康男君） はい。

○議長（秋山哲朗君） それなら許可します。

○3番（坪井康男君） この動議はどのような動議かといいますと、今の美祢市議会の状況から言って、二元代表制のチェック機能が果たされていない。だから、つまり自浄作用がないから、一遍みずから解散してやり直そうねというのが動議でしょう。議長、違いますか。私はそう思っています。あなたはお答えにならんけど。そのような動議だと認識しています。

それでね、問題は何なのかといいますと、まさに今の状態です。私が何か言うととめられる。徳並議長さんは、私が法廷で奇声を発したと、恥ずかしい思いをした

と、そんなことを伝聞情報でこの前言われたんですよ。それは、あなたは一つもとめられないじゃないですか。ここなんです。

○議長（秋山哲朗君） あなたの発言は……。

○3番（坪井康男君） いや、ここが、ここが美祢市議会はまともな機能を発揮していない。自由闊達とおっしゃるけれども、そうじゃない。特定の人が言ったことは許すけど、同じようなことを特定の別の人が、私が言ったら許さない。これが美祢市議会が機能していないという理由だと思って終わります。

○議長（秋山哲朗君） そのままそっくり、あなたにお返しをします。

そのほか御意見はございませんか。あくまでもこの動議に関すること。裁判所の中身の問題とか、そういうことは議論しておりませんので。（「ちがいますよ。徳並議員さんが私が裁判所で奇声を発したと言われたじゃないですか」と呼ぶ者あり）手を挙げないで言われるんですか。高木議員、どうぞ。（「すぐそう言う。おかしいよ」と呼ぶ者あり）

○6番（高木法生君） それでは、私のほうから発言させていただきます。

今回の解散に関する動議につきましてのお話でございますが、この動議の理由として挙げられております開かれた議会を目指す云々とあるわけでございますが、このことにつきましては、先ほどから猶野議員、そして馬屋原議員もおっしゃったとおりでございます。重複になりますけれども、平成23年3月に基本条例も制定された。そして、それに加え、各自で議会報告も行われ、年4回の議会だよりも発行に至っているところでございます。そして、政策討論会もしっかり行われたと私も思っておりますし、真の開かれた議会として共通認識のもと進められているものと思っております。

今後は、議会議員の定数条例も含めまして、今後さらなる議会改革を行うことが私どもに課せられた大きな責務ではなかろうかと思っております。

したがって、この解散動議云々よりも、これからの美祢市をどうしていくんだと、どうするんだということに終始してやったらどうかと思っております、この動議には反対をいたします。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） そうですね。今発言がありましたけれども、先ほどのいろいろな方の議員さんの前向きな発言があったというふうに思っております。そういった

中で、いま一つ皆様方それぞれにお聞きしたいのは、確かに終わったことは反省すべき点は多々あるかと思えます。しかし、ほんとに美祢市議会をどうしていくのか、もっとこうしたらどうかという発言をそれぞれの議員さんをお願いをしたいと思えます。どなたかおられますか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 黙って聞いておこうと思ったんですが、私は確かに26日最終日、議長の発言のお許しをいただいて、なぜ坪井議員さんの一般質問のときに不穏当な発言をしたか、いや不規則発言ですか。議長の許可を得ずして発言したかということをしり上げ、そして、2年間を振り返って、こんな議会ではどうしようもないよと。だから、前向きに議論ができる議会にしましょうやと、随分あの日は呼びかけたと思えます。あの議事録をまた、ひっくり返していただければわかると思えます。呼びかけて、呼びかけているにもかかわらずですね、いや、俺は不穏当な発言はしてないと言いながら、例えば2度も示談をやられているじゃですかとか。こんな弁護士同士しかわからない言葉なんです。それから、私のこともやられました。そんなことはもういい。いいから、私はあくまでも議会のきちんとした議会に戻しましょうやという提案をしたと思うんです。そのときにいろんなことを申し上げたのは、これは事実でありますし、みんなからもいろんな意見が出ました。ですが、先ほど馬屋原議員、それから高木議員もおっしゃったんですが、私も同じことだと思うんです。三好議員も、議会でもっと話し合いましょうやと、それから西岡議員も、それに近いことを言いながら、結果的には反対の意見だったんですが、私もそう思います。

議会そのものが議会改革の検討委員会でもつくって、もっと真剣に、では2年間の総括をしながら、どうやって取り組むのかということを進めていくべきだと私は思っております。したがって、この議案に対しては反対なんですが、まだ物を言わない議員さんがいらっしゃるんです。議長、ぜひ聞いてください。わかりません、私たちは。何を考えておられるのか。これはもう何回も僕はこっちから呼びかけてきましたが、首はかしげられるけど、あるいはにやっと笑われるんです。もうほんとに不愉快です。しかし、何を考えておられるかさっぱりわかりません。で、決をとったら、何のことはない、反対。去年の予算委員会もしかりですよ。もう同じことを起こしているんです。あれもけんけんがくがくやったにもかかわらず、最後の討論のときは誰も物を言わない、こういうことです。ぜひ、ほかの議員さんの意見

も聞いていただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 河本（「議長ちょっと、今の話です。今の話でまったく事実無根ことを」と呼ぶ者あり） そうですか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 今、竹岡議員さんはですよ、弁護士しか知らない、二度にわたって示談交渉をしたと、私が言ったと。これは事実と違いますよ。私の発言の前に、馬屋原議員さんのこれ会議録がありますよ。いいですか、読みますよ。

しかしながら、今回の事件は社会的影響が大きいという判断のもと、議長の特段のお計らいにより、議長の許可を得て、市長が道義的な謝罪をされたものと理解しております。また、さらには被害者とその家族に対しても、市長は直接お会いになり、2度にわたり謝罪をされたと伺っていますと、これから来ているんですよ。私は先に言っていない。この後ですよ。被害者に謝罪するということは当然示談交渉も社会通念上は含みますよ。私は、だからそここのところは適正な表現じゃなかったけれども、あくまでも馬屋原議員が先におっしゃったから、それを受けて私が言ったと、こういうことです。訂正してください。

○議長（秋山哲朗君） そのほか。河本議員。

○12番（河本芳久君） 今、竹岡議員は、黙っておったら考え方がわからんじゃないか。意思表示をはっきりしなさいと。黙っていることも意思表示の一つと私は受けています。おかしいと言えない、いろいろ悩んじよる。そういう立場の人もおられるということをやっぱり御理解いただきたい。

しかし、議員である以上は、住民の代表ですから住民に説明する責任がありますから、何らかの説明をこの場でやるべきであると思いますけれども、強制ということは、私は控えるべきと。私自身も、発言することには迷いがあるんです。

結論から先に申して、あと少し言わせてもらいます。私は、議会解散をする大義がありません。住民に真を問う、今その段階にない。だから、賛成はできません。これは私の良心です。なぜなら、同じ仲間として、会派として違ったことを言いよるじゃないかと言われるかもわかりませんが、それは、私は段階を踏んで、市民に信を問うのが議会議員のあり方だと思うんです。ということは、まずそういう議長の議会運営、議運の委員長の議会運営のありように異論があれば、その場で徹底的にやり、それを聞かんじゃったから不信任案を出す。議長に対する不信任案、問責決議、こういう手順があるのを抜かして一挙に信を問うということは住民もわかり

ません。何が論点になっているかというのがわからない。だから、住民に問う前に、まずは議会改革を議員各位が責任を持って発言し、議会改革から進めましょう。

運営について。ちょっと運営についても、私は懲罰動議の委員長に対して、委員長不信任の動議を出そうとしましたが、機を逸しました。はあ3日過ぎちよるからため。なぜならば、116条には、議長が採決に加われない。まずその116条の第2項には、議長は2票の権限を持って表決に加わるということは、これは議員の平等な立場に違反する。議員として特別委員会に参加して表決に加え発言するということは当然許されるわけです。しかし、議長はそうすると一応副議長に必ず議長の代行をさせなくてはならない。議長が今度は本会議で表決をするときに、議員同数であれば、議長は、私の判断で、2票の権利を施行されたということは、これは法のルールに違反している。しかし、今そういうことを私が言うのは、おまえ今になって言う、それは無効です。その場で正していかにや。そういう議員の勉強不足もあるし、そしてそれに対して勇気を持って言う、そういう自分でもなくてはなりませんけれども、やはりそこまで議会を混乱し、また、このことについて云々することについてはいろいろな意見がありましようが、私は議会運営のありようについては、全く議会解散の議員の発言に賛同しているんです。でも、その賛同したからといって、議会解散の1票を意思表示することは、住民の立場に立って私は1票を賛成にするということは、重い重い責任があるから、まだそういう住民の声が私のところには議会解散して市長不信任を出せ、そういう声は届いておりません。しかし、道義的な責任とか市長の責任とか、議長の運営にかかっているいろいろな意見がある。これはどんどん入ってきております。

いろいろるる申しましたが、結論は何かというたら、先ほど申しましたように、提案に賛同しても、それを住民の立場から考えて、1票を投票するということになれば、私に重い責任がかかっているという。というのは、私は秋芳町時代リコールというのを、そして厳しい審判も受けた。そういう過去の過程も踏まえて、住民代表のあり方として、私は慎重な対応をすべきだと、そういうことで、この提出議案については一応、時期尚早、もっとみずからが議会改革に市民の信頼に応える活動をしてから、それにもかかわらず議会運営がでたらめだとか、いろいろなことを言われれば、その場において提出、それができんだったら議会解散を打って出ても、私は大いに賛成。今はその段階に至っていない、こういう理由で、私はこの動議の

提案には賛成しかねます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 先ほどから議会改革をさらに進めようという声もありますし、23日の日でしたか、再度議長を務めさせていただくときに、さらなる議会改革を進めていかなくちゃいけないということもここで発言しておりますので、さらなる議会改革を推し進めてまいりたい。当然、定数のことにそれに出ておりますので、しっかり議論しながら議会を変えていきたいと思っております。

そのほか御意見はございませんか。俵議員。

○4番（俵 薫君） 私は、友善会所属のものであります。今回のこの件に関しましては、会派の拘束はかけないということで、今お聞きのように、会派の中でも意見が割れている状態であります。そういった中、この重たい動議にどういうふうに私も判断すればいいのかと随分考えましたが、先日の坪井議員に対する懲罰動議、あれを幾ら考えても、あの一体長い時間は何だったのか、あの最終的な結果は何だったのか、私にはよくわかりません。その1点をもって、この解散動議に私は賛成をいたします。

○議長（秋山哲朗君） 今ちょっと俵議員とかみ合わなかったんですけども、今いろんなまず意見が出ておりますけれども、今ほんとに、私自身も前期の2年間やらせていただいて、今まで議会運営のまずかったことを踏まえて、皆さんはどういうふうに考えておられますかということをお初めに聞いたと思います。今聞いておるのは、ほんとに皆さんが美祿市議会をどういうふうにして変えていくんだ、どうしていただきたいのか、自分はどう思っているのかということをお今聞いておると思うんです。済みません、俵議員。

○4番（俵 薫君） 懲罰動議に対して、私は疑義を持っておりますので、この解散動議に賛成をいたしますということですが、おかしいですか。

○議長（秋山哲朗君） ちょっとかみ合わんのですけれども、今後、この美祿市議会をどういうふうに変えていったらいいんですかという御意見を今伺っていると思うんです。懲罰動議ということじゃないんです。だから、ほんとに今、今までやったこういう部分がまずかったよ。けども、今後にはこういうふうにして議会を変えていくんだよ。じゃどういう議会を目指しておられるんですか。目指していくんですかということをお聞いているかと思えます。（発言する者あり）いえいえ、懲罰同

期の質問が悪いと私は言うておりません。（発言する者あり）いや、それは私の問いかけがそうじゃないですか、今は。依議員は今、この今動議に反対する。だからその前提はこうですよ。そこに言っているんじゃないんです、私は。（発言する者あり）いやいやそうじゃない。だから、私の今後の参考意見として美祢市議会をどうやっていくんですか、美祢市をどうやっていくんですかという御意見を聞いている。おわかりになりませんか。

そのほか、やはりこの美祢市議会はこうあるべきじゃないか、こうすべきじゃないかという御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 今の議長の問いですが、私は、美祢市議会は、今回の解散の動議を出されたということは、議会の中で議員が発言の中、白熱して討論になったときに、その発言の中でその発言が懲罰の対象になるって、そうなれば議員が物が言えなくなるってということなので、簡単に懲罰動議というのは、ほんとに議員にとっては重いもので、刑法にも当たるものだと考えますが、その出された中で、言葉の概念もあつたし、具体的にも示されていませんし、事実確認もされてないままに懲罰委員会がありましたことで、簡単にその懲罰をいとも簡単に出不さないでいただきたいと。出不さないような、ほんとに意見をみんなが聞いて、懲罰動議を簡単に出不さないような議会にしていいただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） そのように努めてまいりたいというふうに思っております。

そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 今までに大分賛成・反対意見が出ておりまして、もっともっとたくさん意見が出てほしいなど、このように思っております。

そういった面で、議長も再々意見を出していただきたい。しっかりと促されてきております。特に、今回は議会の解散に関する動議でありますので、それを出されたところの方というのは、一つのノーコメントして、言わないということも一つの権利かもわかりませんが、出されたところのメンバーというのはもう全員、どうだったかということをおは、出すことが市民の皆さんが非常にわかりやすいんではないかと思っております。そういった面で、議長のほうがそういった思いで全員発言をしていただきたいという思いがあると思っておりますので、私もいろいろ今まで発言してきましたけれども、どうか、まだまだ時間がありますから、それぞれ思いをしっかりと主張していただきたいと思っております。

それと、自由闊達な議論のための特別委員会、そういったところのものをしっかりと、もう全員で協議して、そういった議会改革を進めていくことが非常に市民の皆さんにとってもわかりやすいことにつながってくると思いますので、そういったことをしっかりと進めていくことが重要ではないかと、このように思っております。以上です。

○議長（秋山哲朗君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） 私は、発言をしない・するは、それぞれの議員の良心なり立場なり、この一人ひとりの議員の思いを尊重するのが議会じゃないんですか。強要するような発言で、そして、おまえあのときあねえいう言うたんじゃないかと、こういう意見を述べられるということは、やはり議会の1人の人の意見を、思いを尊重する立場にはないと思う。だから、やはりそれはそれなりの理由があると思います。理由を言え、言えと、こんなことでは、これは議会のそれぞれのプライバシー、個人の思いを踏みにじることになるんじゃないですか。だって、言えないというのは本人がそれなりの思いを持っているからです。だから、それは当然言うべきだという筋かもわかりません。でも、私は、強要はやるべきではない、こういうことです。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） まあ、河本議員らしくない発言だと思うんですね。黙っているのも意思表示、さっぱりわかりません。わかりますか、先生。黙っている人が何を考えているのか。しかも、この動議の名を連ねている方ですよ。もう誰が物を言っていないかわかるでしょう、皆さん。僕はぜひ聞きたいです、私の目の前におられる方、ぜひ聞きたいです。

それからもう一つ、三好議員にお聞きしたいと思います。刑法に抵触するとおっしゃった。どこに抵触するんか、また後ほどお教え願いたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） まあこういうことも踏まえて、確かにそれぞれの発言の自由がありますから言っておられます。ただ、その発言の中をとって、余りそこまで入っていくとですね、（発言する者あり）三好議員。

○8番（三好睦子君） 刑法になるとは言っていません。匹敵するようになって言いました。（発言する者あり）人権蹂躪です。

この懲罰っていうことは、議員にとってはほんとに重いもので、そういったこと

で、先ほども言いましたけど、言葉の概念だけだって、そして具体性はないと、そして事実確認もないと。そういったことがされてないまま懲罰が科せられたということは、刑法にも匹敵するようなものではないかという意味で、刑法に当たるとは言っていないんですが、刑法の何条とか言われてもわかりませんが、そんなに重いものであるということが言いたかったんです。

○議長（秋山哲朗君） まあ、なるべく疑われないような発言をしていただきたいと思います。言葉を選んで。どこを当たる当たらんということになってきますので、そういう発言はちょっと控えていただきたいなど。

○8番（三好睦子君） ちょっと研修に行って、何月でしたか、冬に研修に行きまして、寒い思いをしまして風邪を引きました。それからちょっと耳に遠くなったような気がして、ちょっと言われたことがわかりません。

○議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

○13番（西岡 晃君） 先ほど竹岡議員が、動議を出した会派の中で発言をしないものがあるということですが、動議を出した発議書の理由と先ほど山中議員が述べさせていただいた理由に自分の意見が合致しているということで、発言をしないというふうに思っております。御理解いただければというふうに思います。

○議長（秋山哲朗君） そのほかございませんか。

ちょっと1時間たちましたから、暫時ちょっと休憩をしましょう。4時20分まで休憩をいたします。

午後4時05分休憩

.....

午後4時19分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほか御意見はございませんか。萬代議員。

○7番（萬代泰生君） これまで各議員さんから、この議会解散の動議に対して賛成・反対の立場でいろいろと議論が行われておりましたけれども、この意見をこの場において結論づけていくというのは、至難のわざだろうと私は感じました。そこで、私からは、今後のことについてですけれども、議会改革の特別委員会を設置させていただいて、その中で今後いろいろと議論を出し合う。やはり、美祢市議会基本条例というものを一生懸命になってつくって、その基本条例に従って議員の皆さん

もそれぞれと議員活動をしてこられたと思うんですよね。そのまたずっとさかのぼるとまた時間がかかりますのでやめますけれども、先ほど議長さんのほうから、じゃどうしたらいいんかいねというふうな投げかけがあったと思います。その投げかけに対して、議会改革の特別委員会の設置をぜひとも希望して、もう賛成・反対いろいろと議論がありますでしょうけれども、この議会を締めくくる方向に進めていただきたいということを要望したいと思います。

○議長（秋山哲朗君） そのほか。徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 簡単に言いたいというふうに思っております。

議会、言論の府であります。自由に闊達に意見が出せるところだと思います。ただ、その中に、自由ではあるけれど、責任と、それからもう一つ何かな。（発言する者あり）まあもちろん発言には制約がありますが、責任があるというふうなことを考えて、また、先ほど萬代議員が言われましたように、もう一度その辺を、残念ながら、委員会等をつくって、お互いが確認をし合うというか、したらどうかというふうに思っております。

続きますのは、この議員の美祢市議会解散に関する動議については反対をいたしたいというふうに思いますし、またいずれ議員の定数等も考えたらどうかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。河本議員。

○12番（河本芳久君） いろいろ賛成・反対の意思表示をされ、いろいろな意見が出ました。ただ意見として終わるんじゃないくて、表決の結果、どうなるかわかりませんが、これまで出た意見は議会として重く受けとめ、しかも、今議長は、議会改革をやり、基本条例もつくっていると、そういう改革にさらに拍車をかけて、市民の期待に応える、これは議会でなくちゃならないと思います。そういうために、いろいろ論議して、そしてこれを契機に、お互いが議会で言ったことをさらにほかの場でも延長したような感情を持つ、これは議員としてあるまじき姿と思います。やっぱりこの議場で言ったこと、それは当然反対も賛成もありましょう。そして次に前進していくためのありようを模索していく。これが議会議員として市民から負託されている我々の務めじゃないかと。そういう議会こそ市民に信頼される議会でなくてはならない、議員でなくてはならない。そういうことをひとつ念頭において、ぜひとも議会改革の、今提案されたことを重く受けとめながら改革すべきだと思

ます。

それから、第2点として、これは先般、6月17日だったと。夜、真長田公民館で住民、多くの方が参加されまして、市民の声を聞く——まあ一地域でございますけれども、今いろいろな意見が出た中で、議会に対する厳しい目、執行部に対する厳しい声も我々は受けとめております。しかし、それは全ての市民の声とは思いませんけれども、そういう声のあることは、やはり議会の我々は、そういう声を共有しながら、改革に向けて努力すべきだと、これは市民に応える我々の責任じゃなかろうか。そういう意味で、議会報告会を3会場でやりましたが、そういう情報は全て議員が共有するために、その意見を集約して、そして市民に応じていく、こういうことを私は提案したいと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

先ほど、萬代議員、河本議員から御提案がございましたし、私もこの議場で申しました。ほんとに市民に信頼でき得る議会、これを目指してまいってきたつもりでありますけれども、多少の温度差があったように感じております。がしかし、さらなる議会改革を進めるためにも、議会改革の特別委員会の設置の検討をしてみたいと思いますので、よろしくまた御協力のほどお願いしたいと思います。

御意見も出尽くしたようでありますので、日程第8、美祢市議会解散に関する動議を採決することとなりますが、本動議の表決は、起立により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本動議の表決は、起立により行います。

なお、本案の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定により、議員数の4分の3以上のものが出席をし、その5分の4以上の者の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は18人であり、議員数の4分の3以上です。また、出席議員の5分の4は15人になります。15人です。

これより、日程第8、美祢市議会解散に関する動議について、賛成の方の起立表決を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山哲朗君） 起立者7人であります。よって、美祢市議会解散に関する動議は否決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて平成（「特別委員会のことについては」と呼ぶ者あり）特別委員会は設置する方向でします。済みません。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて平成26年第2回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後4時27分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月30日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

山中佳子

”

岩本明央